

厚生省心身障害研究

母子保健システムの充実・改善に関する研究

総 括 報 告 書

主任研究者 平 山 宗 宏

研究の目的

昭和60年の乳児死亡率 5.5 に象徴されるように、わが国の母子保健事業は近年格段の進歩の効果をあげてきている。しかし一方では、核家族化、地域住民の連帯感の希薄化、婦人労働の一般化等の傾向は、人間関係や親子関係の希薄化、公共心やおもいやりの心の不足などによる心の問題の多発、体力や運動能力の不足に基づく体の異常など、小児の健康には多くのアンバランスや問題点の原因として注目されている。

また、高齢化社会、とくに労働人口対高齢人口の比率 4 対 1 になると予測される社会構造の推移から、現在のそしてこれから生まれてくる小児の心身の健康の向上は、21世紀に向けてわが国の運命を左右する最重要因子といわざるをえない。

このような社会的要請とわが国の将来の基盤として、母子保健のさらなる向上は必須であり、本研究ではそのために必要な事業に関わる調査・研究を行なうことにより、母子保健事業、とくに地域母子保健サービスシステムの充実改善を図ることを目的にして研究を行なった。

具体的には、

- (1) より充実した地域母子保健サービスのための立案・策定
- (2) 母子保健法改正ないし対人保健サービスの市町村への移管がある場合に備え、その際、質を維持・向上させるための具体的方策の策定
- (3) 今後おこりうる事態に、必要に応じて即時対応できるための資料と学問的裏付けの収集・蓄積を目的として研究を実施した。

研究の方法

以下に述べる 9 研究班を設け、それぞれの分担研究者を中心として共同研究を実施した。

1. 乳幼児健康審査システムの充実と改善に関する研究

分担研究者 平山 宗宏

- (1) 乳幼児健診の体系化に関する研究 (平山 宗宏)
- (2) 母子保健に関する教育体系の研究 (山下 文雄)
- (3) 乳幼児歯科健診の体系化に関する研究 (井上 昌一)
- (4) 乳幼児眼科健診の体系化に関する研究 (丸尾 敏夫)
- (5) 母子保健指導の体系化に関する研究 (巷野 悟郎)
- (6) 健診機器の開発に関する研究 (有馬 正高)

- (7) 地域母子保健レベル評価方法策定の研究 (松井 一郎)
2. 精密健康審査システムの充実と改善に関する研究
 分担研究者 前川 喜平
3. 保健・医療・福祉の連携に関する研究
 分担研究者 日暮 眞
4. 地域母子保健の実態と将来の策定に関する研究
 分担研究者 郡司 篤晃
- (1) 地域母子保健サービス体制の研究 (郡司 篤晃)
- (2) 都市における母子保健サービスの研究 (井沢 方宏)
- (3) 市町村における母子保健実施体制の調査研究 (高野 陽)
- (4) 母子保健における保健婦活動の効率的展開に関する研究 (須川 豊)
5. 地域母子保健の向上に関する衛生行政学的検討
 分担研究者 小野寺伸夫
6. 現行母子保健施策の検討
 分担研究者 堀口 貞夫
- (1) 母子保健施策の国際比較 (堀口 貞夫)
- (2) 健全母性育成事業の向上に関する研究 (武田 敏)
- (3) 特殊ミルクの安定供給に関する研究 (青木 菊麿)
7. 母子保健科学－1 母子の健康に関わる環境要因の研究
 分担研究者 松山 栄吉
- (1) 有害因子の経母乳移行に関する研究 (川名 尚)
- (2) 喫煙の母子の健康に関する研究 (松山 栄吉)
8. 母子保健科学－2 家庭に及ぼす社会的要因の研究
 分担研究者 玉田 太朗
- (1) 里帰り分娩の母子保健学的研究 (玉田 太朗)
- (2) 勤労婦人の母子保健学的研究 (宮原 忍)
- (3) 離婚をめぐる母子保健学的研究 (石井 哲夫)
9. 母子保健科学－3 母子歯科保健管理に関する研究
 分担研究者 井上 直彦

研究の結果

各研究班の研究結果の概要は次の通りである。詳細についてはそれぞれの報告書において報告する。

1. 乳幼児健康審査システムの充実と改善に関する研究

本研究については、7小研究班に分かれ、それぞれの専門分野から検討を実施した。

(1) 乳幼児健診の体系化に関する研究

乳幼児健診は、遠くない将来すべての実施主体を市町村に移管する可能性がおこりうる。このような事態が突然起これば、市町村の受け入れ体制の不備のために、母子保健サービスの低下がおこるおそれ大きい。また現行の乳幼児健診のあり方、事後措置を含めたシステムの確立、地域事情に即

した工夫、追加整備すべき新企画等、現在ただちにとり上げるべき施策も多く考えられる。このため、行政担当官、保健所、市町村、健診担当者（小児科医、保健婦、心理専門家等）のそれぞれの立場から検討を加えた。将来母子保健サービス事業を市町村に委譲することに備えては、保健婦数をはじめ市町村の事業推進能力を高めておくこと、保健所と市町村との役割分担を明確にしておくこと、特に保健所が二次健診や専門的診察・相談のできる能力を持つべきこと、乳幼児健診実施上のマニュアルを地域の実状に合わせ、かつ全国的に同等のレベルに確保するために作成し、利用すること、集団健診の場合でも委託健診の場合でも小児科医が担当できるよう努力すること、最近の育児環境の変化や母親のニーズにあうよう、予診、アンケート、相談、指導の方式を改善すべきこと、などが提言された。

(2) 母子保健に関する教育体系の研究

母子保健教育の効率的システムの開発を目的として、全国の保健所、市町村を対象に調査を行い、乳児健診の方式は一定していないこと、乳児健診に従事している医師の約半数は小児科医以外であること、母子保健に関する研修の内容は発達チェックについての希望が多いこと、しかし研修の計画性、回数は不十分であること、従って母子保健教育とくに乳児健診学教育システムの早急な確立と教育方法の開発が必要であることを報告した。このための健診の手引のビデオテープの試作を行なっている。

(3) 乳幼児歯科健診の体系化に関する研究

本年度はこの健診における問診の形式について検討を実施した。乳幼児歯科健診においては、口腔診査によって口腔の構造的、機能的な発達度と健康度を評価するとともに、それを傷害している要因を問診によって把握することが必要であるからである。このため、この時期の子供の歯科健診に際して必須の問診項目の整理と問診の形式について検討し、試行を開始した。最終年度にはこの問診を含め、歯科健診の方式全般についての成案を提示する。

(4) 乳幼児眼科健診の体系化に関する研究

乳幼児健診における眼科的診査の意義は大きく、母子保健健康手帳においても質問項目の改善が行なわれてきているが、健診の場において利用できる方式についてはほとんど未検討である。このため本年は1次スクリーニングにおける問診項目を検討し、乳児（3～4か月）、1歳6か月、3歳および5歳の各年齢について整備した。また3歳児の視力検査における検査距離は5mより2.5mの方が優れていることを明らかとした。

(5) 母子保健指導の体系化に関する研究

母子保健指導の内容は広範であり、地域によっても特殊性があるほか、季節差も大きい。このため本年は保健指導を、年齢階層、地域、医療施設、生活環境、指導形態等に分類して、それぞれの特异性に応じた指導内容の実態を把握した。最終年度にはこれらの知見を総括して保健指導の具体方針を示す予定である。

(6) 健診機器の開発に関する研究

乳幼児の集団健診の場において使用し得る簡便で客観性のある機器の開発を試みているが、本年は以下の機器について検討した。① 眼位の異常、斜視を観察するのに適当なライトの種類、② 頭囲を測定するのに子供がいやがらないためのキャップ式メジャーの考察、③ 難聴の有無をスクリーニングするため既存の玩具や機器の音源の周波数と音量の分析を行い、適当な道具を選ぶ基準を検討、④ 超音波機器の利用の可能性についての検討、⑤ 指掌紋の判定のためのコピー機の試用、⑥ 周囲への注意、感覚機能等のスクリーニングを目的とする条件反射の応用とそのための

装置の工夫。以上の各項目についての成績をふまえ、その実用化についての条件設定を継続中である。

(7) 地域母子保健レベルの評価方法策定の研究

乳児死亡率の低下によって、地域母子保健指標は新たな見地から開発、設定する必要がある。本年は、衛生統計を基盤とした指標の考え方および保健ニーズの視点からの指標設定の検討、母子保健および小児医療指標に関連するデータベース、母子保健指標の評価と総合指標についての試みを検討した。最終年度にはこれらの成績をもとに有効、実用的な母子保健指標を提示する予定である。

2. 精密健康診査システムの充実と改善に関する研究

本年度より1歳6か月健診の事後措置のための費用が予算化されて、健診の体制は一步改善されたが、これを含め、健診における精密健診、事後措置の問題点と対策について検討し、実態の把握に努めた。その問題点は次の5項目にまとめられた。

① 人の問題（人的資源）：医師の量と質、保健婦、心理判定員などの確保と教育システムなどが重要である。

② 印刷物の問題：精密健診票、健診票用手引書、判定基準などの工夫と作成が必要である。

③ 施設の問題：障害をもつ子のための療育施設は各種、各地域にあるが、これらを新設するよりも精密健診や事後措置のためのシステムやネットワークをつくること、ボーダーライン児のためには保健所等に「母と子のための教室」のごとき場を設けることが有効である。

④ システムとネットワークの問題：健診担当医が単独に事後措置を決めて紹介するのではなく、患児のために最もよい方法を選べるごときシステムとネットワークを確立する必要がある。

3. 保健・医療・福祉の連携に関する研究

乳幼児健診事業、とくに事後措置の中で問題となる1人の障害児を、どの機関のどのような要員がどこまで児をみとり、どの機関につなげてゆくかのながれを明確にし、その児へのサービスに一貫性をもたせてゆくことができるか、関係機関の連携のあり方を見る目的で、本年度は児童相談所のあり方をさぐりたく、本調査を行った。児相側の心理判定員が日頃健診の場で感じている問題点を、アンケートにより調査し、臨床担当者（医師・保健婦）との間にある問題点、親との関わり、彼らからみた児相のあり方、他機関との連携における問題点を列挙し、それらの解決のための二、三の方策を示した。

4. 地域母子保健の実施と将来の策定に関する研究

この研究に関しては次の4研究が行なわれた。

(1) 地域母子保健体制の研究

秋田県、埼玉県川口市、埼玉県大宮市、福井県、山口県、広島市、佐賀県、東京都を対象地域として、主に自治体をベースとした地域母子保健サービス体制に関する研究を行った。

秋田県においては保健婦による精神神経発達検査の導入を実現するためには、保健婦に対する実践的な研修計画を早急に検討することが最も有用な方策であると考えられた。

川口市においては、乳幼児の発達の異常を早期に発見し、効率的な事後措置につなげるためには、乳幼児早期の発達チェックを行いやすい月齢（key month）に健診が行われる必要があること、保健婦によるスクリーニングが効率的であること、二次健診としての経過観察者健診を保健所で行うことが有効であることを明らかにした。

大宮市では、心身障害児を診断する効率の良さは異常とチェックされた健診項目の内容とは無関係で、項目の数に比例し、心身障害児では4項目以上が異常とチェックされる場合が多いことが明らかになった。

福井県における調査によれば、現在の集団健診方式を、とくに変更する必要はないと考えられ、内容充実と改善策について検討した。

山口県においては、母子保健センターの設置をはじめとして母子保健事業の整備、新生児及び妊産婦救急医療体制、周産期保健医療情報システムの実用化を検討した。また、障害児療育システムでは、総合療育システム事業を中心に円滑、効果的な療育体制を確立するための方途を検討した。

広島市では、個別健診の実施方法、事後措置の進め方、乳幼児健診における健全教育について検討し、その結果、家庭訪問では効率上で限界があり必ずしも満足できる措置ではないこと、及び健診を健常児の健全育成の場と捉えることが重要であると結論した。

佐賀県では、効率的な母子保健活動のために、乳幼児死亡事例を集計・解析し、乳幼児死亡増加の背景にある要因について検討した。その結果、近年の乳幼児死亡率上昇の背景として、周産期の病態、感染症による死亡の多さ、郡部で乳児死亡率が高い傾向が認められ、出生時体重、母親の年齢、出生順位以外に何等かの要因の存在が示唆された。

東京都においては近年、電話による育児相談が急増し、情報化時代の保健所の新たな窓口になりつつある。今回はこれらの電話のうち、保健婦が対応した母子に関する相談について分析した。

(2) 都市における母子保健サービスの研究

川崎市内の妊産婦の生活状況について調査した結果、次のことが解った。

① 専門学校卒業以上の高学歴者が半数以上を占めているが、妊娠、分娩を契機に専業主婦は増加し、9割が育児に専念している。② 居住歴は浅く、集合住宅居住者が多いにもかかわらず近所に気軽に声を掛け合う知人の少ないものが多い。③ 夫の帰宅時間は遅く、朝夕とも別々に食事をしているものは5人に1人いる。④ 出産後育児不安や自分の時間が取れない等で困ったことのあるものは7割である。

孤立化や育児不安を解消する場として、育成した母子グループでは経験交流や体験学習等参加者主体の活動が中心となっている。

保健所で受理した電話相談内容を分析した結果、育児不安の受け皿として、電話相談がかなり機能していることが解った。孤立化や育児不安に答える相談システムを確立し保健所の母子保健活動の中で体系的に位置づける必要がある。

(3) 市町村における母子保健実施体制調査

市町村における母子保健事業の実態について、いくつかの県を選び、その県下の全市町村を対象に、健康診査・保健指導・健康教育・地域母子保健組織などの項目に関し、各地域で実施している事業を調べた。1歳6カ月健診は、ほぼ全市町村で実施されているほか、健診や保健指導はかなりの頻度で実施されている。歯科領域は次第に実施地域が広がっているが、思春期領域についてはほとんど行われていない。いわゆるメニュー方式の補助事業では、活用の仕方は地域により様々である。保健所勤務の保健婦からの担当地域の母子保健事業実施状況の聴取等から、市町村において多岐にわたる事業が実施されているが、地域格差があることがうかがわれた。

(4) 母子保健における保健婦活動の効率的展開に関する研究

県立保健所の管轄地域における母子保健行政は、保健所と市町村の共同活動であるが、各々で単独に実施する割合と、共同で展開する割合がそれぞれの事業の特徴によって種々の様相を現していることが計数的に分析された。また規模の小さい市町村ほど保健所との共同、または依存の状態が高率であることが明らかになった。そして母子保健活動の中心的役割は保健婦が演じているが、保健婦活動においても両者の連携プレイによって効果をあげており実態は多様である。

5. 地域母子保健の向上に関する衛生行政学的検討

近年における母子保健行政を巡る課題と対応の基本を総括的に検討するとともに、住民要請と国の判断及び地域政策として考慮すべき団体事務化の意味・問題点それ等の対応の力点についての考察を行った。さらに、都道府県保健医療計画において母子保健業務がどのような位置づけを有しているのか、福祉、教育等社会システムの連携と今後のあり方についてどのような視点を考慮すべきか、財政効果の判断を含めどのような情報分析方法を活用すべきかについての検討がなされた。地域母子保健の実際と課題への対応方策の検討に当たっては、母子保健業務について重要な役割を担う保健婦長を対象とした調査の実施、心身障害児相談指導体制の検討、保健関係者としての活動の基本路線の考察を行った。

同時に、母子歯科保健行政の推進と業務の体系化について現状把握及び課題点を明らかにした。

6. 現行母子保健施策の検討

(1) 諸外国の母子保健施策に関する研究

今後のわが国の母子保健行政及び施策のあり方、具体的展開の内容、方法を検討するため、本年度は欧米主要国のうち、「米国における母子保健に関わる必要なサービス」および「英国における主要な母子保健の動向」について考察した。

(2) 健全母性育成事業の向上に関する研究

健全母性育成事業の実施都道府県指定都市は現在14カ所あるが、いずれも社団法人日本家族計画協会の思春期保健セミナーの3つのコースを終了した者が何らかのかかわりを持つことにより運営されている場合が少なくない。

そこでこのセミナーの終了生に対してセミナーの評価をするためのアンケート調査を実施した。その結果、思春期保健相談員養成のセミナーとしては一応の目的を達成しているが、健全な母性育成という観点により焦点をあてつつ、相談担当者が今後より充実した指導が展開できるよう学際的な視点においても方向づけられる必要がある。

(3) 特殊ミルクの安定供給に関する研究

本研究は特殊ミルクの安定的供給に関する検討を目的としており、今回は特殊ミルク安定供給事業で扱ってきた糖原病治療用特殊ミルクを、薬価収載の方向にもっていった経過について検討を加えた。この特殊ミルクは年間の使用量も多く、治療効果も今回の報告のように確立されているため、今後引き続き安定的な供給が必要である。そのためにも健康保険法で使用できる薬価収載品とすることが望ましいと考えられる。

7. 母子保健科学－1 母子の健康に関わる環境要因の研究

(1) 有害因子の経母乳移行に関する研究

昨年度に引き続き母乳中の有害因子として塩化ダイオキシン、サイトメガロウイルス、B型肝炎ウイルス、成人T細胞白血病ウイルスをとり上げ研究を行った。

母乳中の塩化ダイオキシンを測定することが当面の目標であり、その検出法の確立を行った。

サイトメガロウイルス (CMV) が母乳中へ排泄されるか否かを検討したところ、初乳には、CMV の排泄を認めなかったが、出産後 1 カ月以上経つと約 20% の高率で排泄していた。今回の研究より母乳による感染もかなりあると推察された。

B 型肝炎ウイルスの母子感染については母乳を与えても予防効果が損なわれることはなく、逆に、母乳を与えた群の方がかえって、抗体産生能力が優れている傾向がみられた。

成人 T 細胞白血病ウイルス (HTLV-1) の母児感染が母乳によることらしいことが提起されている。HTLV-1 キャリア妊婦より出生した児を哺育法により母乳栄養群と人工栄養群に区分し follow up したところ、HTLV-1 抗原陽性児が生後 12, 18, 24 カ月で、前者が 45%, 77%, 77% であったのに対し、後者ではわずかに 2%, 2% であった。

PA 法による抗体価が 1:4000 以下のキャリア妊婦から生まれた子どもには、母児感染が成立していなかった。一方、1:256000 以上の高い抗体価を有する母から生まれたこどもは 60% がキャリアとなっていた。

このことは垂直感染しやすい High risk 群の選定を可能にすることを示唆している。

長崎県では、HTLV-1 の高度汚染地区でもあり、自治体、医師会、大学が一体となって、母児感染の予防法としての人工哺育が有意義であるかについて研究を開始している。

また今年より、沖縄中部、鹿児島、東京において、妊婦の ATLA 抗体スクリーニングがかなりの規模で行われるようになり検討を開始した。

(2) 喫煙の母子の健康に及ぼす影響に関する研究

妊娠中の喫煙が低出生体重や早産のリスクを増大させることは、すでに明らかである。最近では受動喫煙による影響が、妊婦の場合で問題になってきており、夫など同居家族の喫煙もリスク因子として考慮しなければならない。

また小児の受動喫煙が、呼吸器疾患などの症状を増悪させることも明かである。それにもかかわらず、両親特に父親の認識はまだ欠如している。

未成年者に対する禁煙教育が重要であるが、まだ十分でないばかりでなく、舅、姑を含めた同居家族や、教育の現場における教師の喫煙状況をみると、この面でも認識の欠如が目立っている。

今後は、母子を受動喫煙から守るとともに未成年者の喫煙を防ぐために、家庭及び教育の現場における禁煙の知識の啓蒙が重要な課題である。

8. 母子保健科学-2 家庭に及ぼす社会的要因の研究

(1) 里帰り分娩の母子保健学的研究

昨年度の報告でも述べたように、里帰り分娩の実態に関する全国規模の信頼できる報告は多くない。本年度は、レトロスペクティブに里帰り分娩後の母子の追跡を行う一方、九州、関西、関東の 5 保健所管内に居住する妊婦の住居地と出産場所間の距離を調査し、里帰り分娩の実態を住民側から推測することを試みた。その結果、県外出産者は 6.3% あり、30 キロメートル以上の遠隔地出産者と合わせると約 10% に達した。昭和 57 年に比べ昭和 62 年では、その頻度には減少傾向がみられた。定義の仕方にもよるが、里帰り分娩は増加傾向が停止したか、一時より減少している可能性がある。確定的なデータと母子の予後については次年度にまとめて報告する。

(2) 勤労婦人の母子保健学的研究

勤労婦人の母子保健学的問題の存在について検討した。勤労婦人を取り巻く状況は、一般的に従来のような際だった問題は減少し、個別的な条件に依存する傾向が強い。

(3) 離婚をめぐる母子保健学的研究

わが国において潜在的に深刻化してきている家族の「きずな」の失調という問題（離婚原因の問題）について、愛育相談所の来所事例の検討を通して、その対応策の一助とすべく研究を行った。事例はいずれも子どもの情緒障害をとりあげた主訴によるものであったが、相談が進行するにつれて基本的な母子関係に問題があることが明らかにされたものであり、包括的な家庭機能へと視点がおかれることの重要性が示された。すなわちこのような母子関係の不全と共に、夫婦関係の分離傾向がもたらされてきていることが示され、夫婦関係悪化の予防、あるいは夫婦の人間関係の本質的な相互主体性をはかることが対応として重要であると考えられた。また全国12の施設の入所児童全員の生活指導担当職員を対象として調査を行い、児童に対して具体的にどの様に関わっているかを知るために、「親子関係診断テスト（親用）」の回答を求めた。

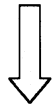
12の施設中11施設から回答が得られ、全体の回答数は94名であった。施設全体の「親子関係診断テスト」結果のダイアグラムによれば、施設の生活指導態度が優れていることを示した。

以上のごとく、離婚等による親の養育機能の失調や家庭崩壊により情緒障害に至った児童の治療の基本には、以上に述べたような親子関係の修復をめざしたかかわり方が重視されていることが確認された。離婚や崩壊の危機にある家庭では施設の専門的治療のようなかかわり方は望めない場合が多いので、夫婦関係改善のためのアプローチとともに、児童がそのような状況にある家庭に復帰した後のアフターケアもまた施設の役割として重視されねばならないと考えられる。

9. 母子保健科学－3 母子歯科保健管理に関する研究

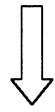
乳幼児歯科保健の真の目的は、咀嚼器官の健全な発育を可能とすることであり、このためには母子を一体とする健康教育と食生活指導とを基幹として、これに健診、予防処置、早期治療を結びつける必要がある。本研究ではこのことを具現化するためのモデル地区での総合的歯科保健計画の試行を主軸とする全班員参加の総合的な研究と、健康教育や食生活指導の内容に根拠を与えるためのいくつかのサテライト的な研究が行われた。すなわち、

- ① 健診に先立って食生活を変える運動の強化週間をおき、歯の汚れに最も敏感に反応する歯肉炎を用いて食生活指導の効果を評価しようとする試みが行われた。
- ② 中学生及び高等学校生徒男女合計 612名における顎関節症経験者の頻度と、経験者における生育歴とを調べ、さらに顎関節症患者の咬合の分析を行った。
- ③ 3歳から3歳6月までの幼児患者 334名を対象として、母乳哺育群と人工乳哺育群とにおける第2乳臼歯の咬合関係、発育空隙の数などの差について調査した。
- ④ 授乳期における口腔の機能が顎発育に重大な影響を与えていることを証明するために、搾乳によって蓄えた母乳を用いて、マウスの人工哺乳モデルを作る実験および「歯の発育のためにカルシウムが必要である」という従来 of 指導が誤りであることを実証するための動物実験が行われた。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



研究の目的

昭和 60 年の乳児死亡率 5.5 に象徴されるように、わが国の母子保健事業は近年格段の進歩の効果をあげてきている。しかし一方では、核家族化、地域住民の連帯感の希薄化、婦人労働の一般化等の傾向は、人間関係や親子関係の希薄化、公共心やおもいやりの心の不足などによる心の問題の多発、体力や運動能力の不足に基づく体の異常など、小児の健康には多くのアンバランスや問題点の原因として注目されている。

また、高齢化社会、とくに労働人口対高齢人口の比率 4 対 1 になると予測される社会構造の推移から、現在のそしてこれから生まれてくる小児の心身の健康の向上は、21 世紀に向けてわが国の運命を左右する最重要因子といわざるをえない。

このような社会的要請とわが国の将来の基盤として、母子保健のさらなる向上は必須であり、本研究ではそのために必要な事業に関わる調査・研究を行なうことにより、母子保健事業、とくに地域母子保健サービスシステムの充実改善を図ることを目的にして研究を行なった。

具体的には、

- (1) より充実した地域母子保健サービスのための立案・策定
- (2) 母子保健法改正ないし対人保健サービスの市町村への移管がある場合に備え、その際、質を維持・向上させるための具体的方策の策定
- (3) 今後おこりうる事態に、必要に応じて即時対応できるための資料と学問的裏付けの収集・蓄積を目的として研究を実施した。